

特定非営利活動法人 環境自治体会議環境政策研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人環境自治体会議環境政策研究所と称し、略称は英文では RILIEP (Research Institute for Local Initiative of Environmental Policies, リリーブ) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、環境政策に関する情報収集や調査研究活動を通じて、地方公共団体の政策立案や、民間非営利組織 (NPO)、市民、事業者の環境保全活動の支援を行うことにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) まちづくりの推進を図る活動
(2) 環境の保全を図る活動
(3) 特定非営利活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1) 自治体環境政策に関する調査および研究
(2) 自治体環境政策に関する情報収集および提供
(3) 自治体環境政策に関する相談、助言
(4) 自治体環境政策に関する研究成果の公表や刊行物の発行
(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人および

団体

- (3) その他の会員 運営委員会が別に規則において定めた会員

(入 会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、運営委員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、運営委員会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上5名以下
- (2)監事 1名以上2名以下
- 2 この法人の理事を運営委員と称する。
- 3 運営委員のうち1人を理事長とする。
- 4 運営委員のうち1人を研究所長とする。

(選任等)

第14条 運営委員は運営委員会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び研究所長は、運営委員の互選とする。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、運営委員またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表する。

- 2 研究所長は、この法人の業務を総理する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定めおよび総会または運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)運営委員の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)運営委員の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者、または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 運営委員または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 運営委員が次の各号の一に該当する場合には、運営委員会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

3 前2項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 この法人の会議は、総会および運営委員会の2種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

- (2)解散および合併
- (3)事業報告および収支決算の承認
- (4)監事の選任および解任
- (5)その他運営委員会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)運営委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3)監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面またはファクシミリ、Eメールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者が務める。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議長は、総会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(運営委員会の構成)

第30条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

2 監事は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(運営委員会の開催)

第31条 運営委員会の開催、招集、議決などの方法については、運営委員会で定める別の規則に委任するものとする。

(運営委員会の権能)

第32条 運営委員会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)事務局の組織および運営

(2)その他この法人の運営に関する必要な事項

第5章 資 産

(構 成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(管 理)

第34条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、運営委員会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第36条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに研究所長が作成し、運営委員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第38条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第39条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第40条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、研究所長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の議決
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産
 - (6)所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、官報またはインターネットを用いて行う。

第9章 雑則

(細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 35 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2001 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 36 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費の額は、第 8 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

別表 設立当初の役員

役 職 名	氏 名
研究所長	中口 毅博
運営委員	須田 春海
運営委員	加藤 涼子
運営委員	増原 直樹
監 事	平田 仁子